

長 建 協 発 第 5 9 1 号
平 成 2 6 年 3 月 2 8 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

工事下請注文書の印紙税について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成26年4月1日から平成30年3月31までの間に作成される建設工事請負契約書に係る印紙税の税率が変更されることに伴い、工事下請注文書の印紙税率も変更となります。

つきましては、平成26年4月1日より、工事下請注文書の印紙税は、別紙軽減後の税率（赤枠で囲んでいます。）になりますので、ご注意方お願い申し上げます。